

こねこの一と保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	一般社団法人みのり
代表者氏名	代表理事 村上 由美子
所在地	静岡市清水区北脇新田 272 番地
電話番号	054-368-6383
法人設立年月日	平成 28 年 1 月 7 日
定員の目的に定めた事業	小規模保育事業の運営、一時預かり事業

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0～2 歳児の小規模保育園であることの特性を生かし、家庭的、個別的保育サービスを提供する。 ・ 開園エリアの待機児童解消と女性社会進出環境づくりのため子育て支援を行う。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ① こどもの人権と主体性を尊重する。 ② 家庭にいるような親しみのある環境で一人ひとりの子どもの育ちを大切にする。 ③ 保護者とともに子どもの成長の喜びを共有し、保護者および子どもとの安定した関係作りを行う。 ④ 地域の子育てを支援する。

3 施設の概要

施設の種類	小規模保育事業
施設の名称	こねこの一と保育園
開設年月日	平成 27 年 4 月 1 日
施設の所在地	静岡市清水区弥生町 11 番 30 号
連絡先	電話番号 054-366-3955 F A X 054-366-3959
事業所番号	33273
管理者	代表理事 村上 由美子
施設長	大石 恵里子
利用定員	満 1 歳以上 3 歳未満の児童[3 号] 12 人 満 1 歳未満の児童[3 号] 6 人
職員数	13 人
嘱託医	諏訪医院 諏訪一郎 054-366-1869 グリーン歯科 大沼佳代 054-364-8714

4 開園日・開園時間及び休園日

保育を提供する日	月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日は休園とする。
----------	---

保育を提供する時間	保育標準時間認定	午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で保育を必要とする時間
	保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で保育を必要とする時間 ※午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分までの範囲で延長保育を実施。

5 施設・設備等の概要

敷地	面積	262.54 m ²	
建物	構造	木造1階建	
	延床面積	111.79 m ²	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	乳児室	1室	22.29 m ²
	保育室	1室	37.70 m ²
			(22.44+15.26 m ²)
	屋外遊技場		115.80 m ²
		室	m ²
		室	m ²
	室	m ²	

本園では「静岡県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第108号。以下「市条例」という。）」の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況（令和6年1月31日現在）

職種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
施設長	1人	保育士		
保育士	6人	保育士	2人	保育士
調理員	1人	栄養士		
保育/調理補助	1人	准看護師	2人	子育て支援員

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

(1) 保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

(2) 毎日の保育の流れ

一日の保育スケジュールは、以下のとおりです。

7:30～8:30	早番保育
～9:30	登園・遊び・排泄 おもちゃで遊んだり、絵本を読んだり、 その子がやりたいことをしながら自由に遊ぶ
9:30頃～	お散歩・遊び・排泄 みんなと一緒に外庭で遊んだり、外へお散歩に出かけたりしながら、のびのびと自由に遊ぶ
0歳児 10:30頃～ 1歳児 10:45頃～ 2歳児 11:10頃～	給食 保育士とコミュニケーションを取りながら 一人一人の生活リズムに合わせた時間に、その子の健康状態、発育状態に合わせた手作りの給食を食べる
	給食を食べ終わった子から、午睡
14:30～	起床・排泄・おやつ
15:00頃～	遊び・降園 お迎えが来るまで、自由に遊びながら過ごす
16:30～18:30	遅番保育

※育児担当制により、給食と午睡の時間は一人一人のリズムに合わせた時間となります。

(3) 食事の提供

給食等の方針	保育園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方への毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中で、アレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談下さい。 ご相談の上、除去食及び代替食等の必要な対応を取ります。

(4) 健康診断

- ① 健康診断：年 2 回、嘱託医が検診します。結果については、検診票に記載します。
- ② 毎月 1 回、身長・体重の測定を行います。結果については、身体測定表に記載します。

- (5) その他
子育て支援事業の実施。

8 利用料金

- (1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）
本園に対し、支給認定を受けた市町が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る徴収
(1)に揚げる保育料のほか、実費として下記費用を負担していただきます。

項目	対象年齢	金額	
雑費	全園児	年額	5,000 円

※上記のほか、必要な実費は随時お知らせします。

- (3) 延長保育料

対象	時間	料金
保育短時間認定	午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分	30 分毎 200 円
	午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分	30 分毎 200 円

9 支払方法

- ・口座振替払（引落日：毎月 27 日）

※延長保育料につきましては、ご利用時に現金にてお支払いいただきます。

10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用児童が満 3 歳を迎え、その年度が終了したとき。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11 緊急時の対応

保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

12 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	損保ジャパン日本保険株式会社	
保険の種類	賠償責任保険	
保険の内容	1 事故につき	10 億円
	1 名につき	1 億円

13 非常災害時の対策

防災設備	自動火災報知機、誘導灯、消火器
避難訓練	火災及び地震を想定し、月1回実施
不審者訓練	不審者が園に来た事を想定し、年4回実施

14 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	専務理事 野口 伸
-------------	-----------

15 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情解決責任者	専務理事 野口 伸
苦情受付担当者	主任保育士 飯田 のぞみ
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。